

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

提出者

13番 川 名 ゆうじ

16番 近 藤 和 義

3番 田 辺 あき子

11番 深 沢 達 也

15番 小美濃 安 弘

18番 山 本 ひとみ

23番 桑 津 昇太郎

24番 橋 本 しげき

武蔵野市議会議長 与 座 武 殿

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会委員会条例（昭和31年9月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄のみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前		
別表（第2条関係）		
名称	定数	所管
総務委員会	7人	1 総合政策部、総務部、財務部、防災安全部、会計課、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、 <u>公平委員会</u> 及び固定資産評価審査委員会に属すること。
		2 及び 3 （略）
文教委員会から建設委員会まで （略）		

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

平成27年4月1日から東京都市公平委員会を共同して設置することに伴い、武蔵野市公平委員会が廃止されるため、所要の改正をするものである。

改正後			説明
別表（第2条関係）			
名称	定数	所管	字句の削除
総務委員会	7人	1 総合政策部、総務部、財務部、 防災安全部、会計課、農業委員会、 監査委員、選挙管理委員会及び 固定資産評価審査委員会に属すること。 2及び3 （略）	
文教委員会から建設委員会まで （略）			